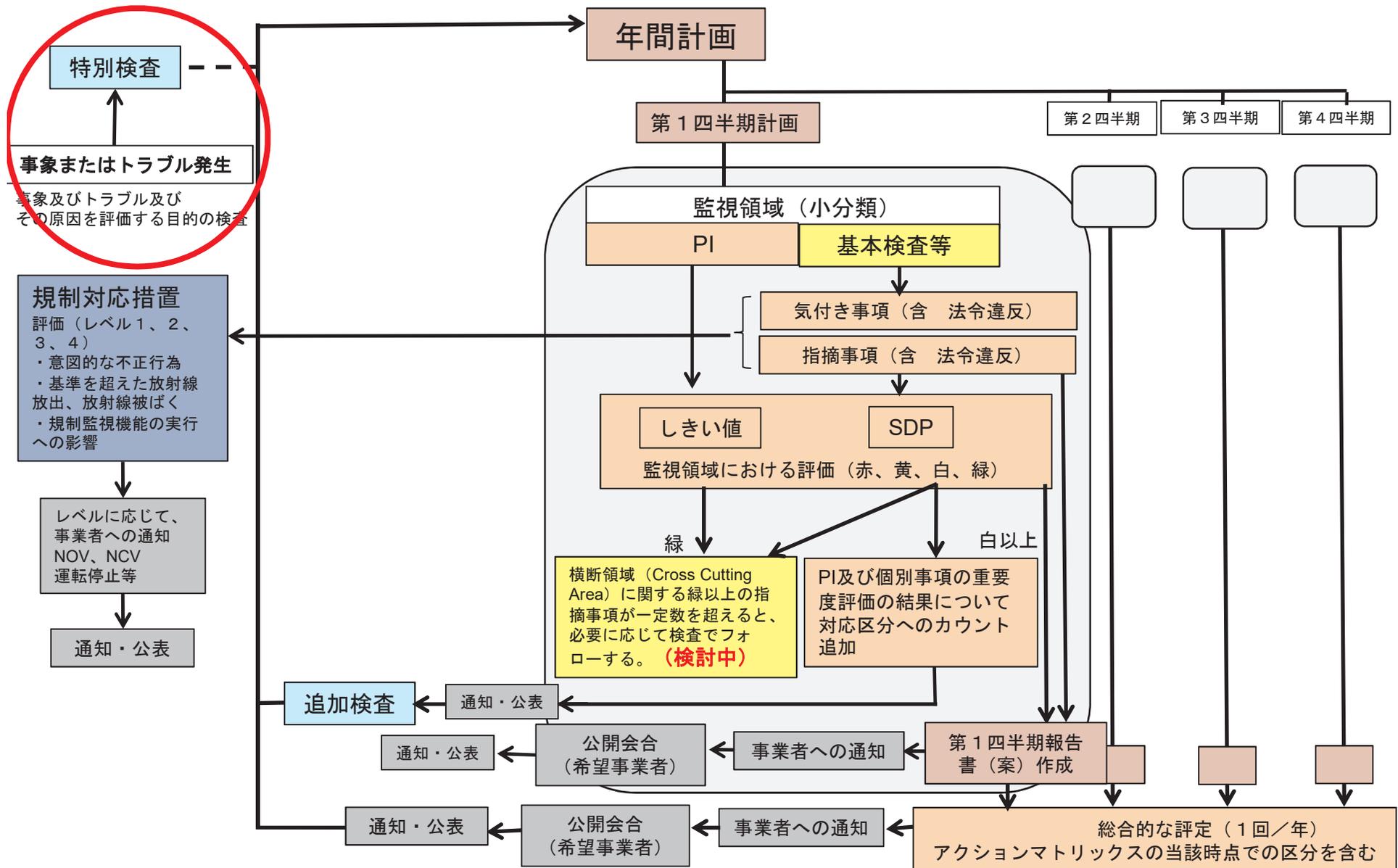
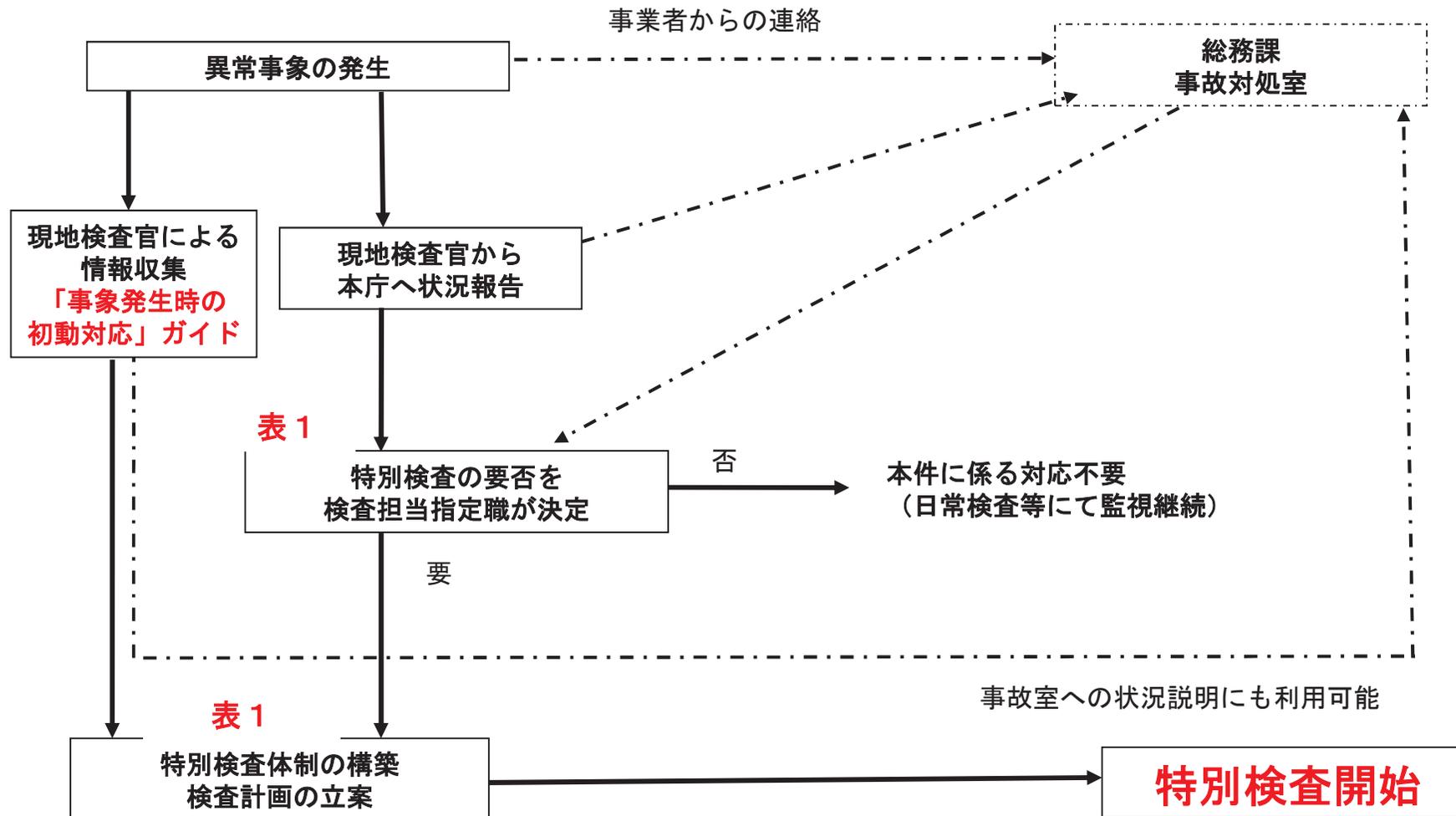


原子力規制検査における 特別検査の具体的運用について

1. 原子力規制検査の全体フロー（実用炉のモデル）



2. 特別検査実施までのフロー



3. 特別検査の要否・体制の決定

(1) 担当監視部門は、異常事象及び核物質防護事案（異常事象等）に対する特別検査の要否を判断するにあたり、表1の視点を考慮する。その際、表1に加えて「定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド」を参考にすることが出来る。

(2) 担当監視部門は、表1の視点と、監視領域の劣化の程度、職業・公衆被ばくの程度や環境への影響も考慮した上で、検査の体制を判断する。必要に応じて、原子力規制庁他部門の技術スタッフの援助を得る。

表 1 特別検査の実施を判断する視点

設計基準を逸脱する原子力施設の運転・操作状態が発生した場合

原子力施設の設計、建設・改造や運転・操作において重大な問題があり、他施設にも影響するおそれがある場合。

閉じ込め機能の重大な喪失が生じた場合

実際の事故・トラブルが発生した場合に利用される緩和系において、一つの安全機能が喪失した場合又は複数の設備・機器やシステムで故障が発生した場合

原子力安全上の影響が広範囲に及ぶ可能性がある場合

原子力施設の設備・機器やシステムで想定外の動作が起きた場合

原子力安全に係る設備・機器やシステムの故障が繰り返し起きた場合又はこれらの運転・操作誤りが繰り返された場合

事業者のパフォーマンスに安全上の懸念がある場合

核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合等核物質防護上重大な事案が発生した場合

4. 特別検査の実施と検査結果の取りまとめ

(1) 特別検査の実施

- a. 特別検査の対象、具体的な検査内容、スケジュール等を決定し、検査チームはこれに基づき特別検査を実施する。
- b. 特別検査の実施に当たっては、異常事象等の状況及び異常事象等発生時の事業者の初動対応を正確かつ詳細に把握することに主眼を置く。
- c. チームリーダーは、検査実施中は緊密に担当監視部門と情報共有し、助言・指導を得る。

(2) 検査結果の取りまとめ

- a. 検査チームは検査終了後速やかに特別検査報告書を取りまとめる。
- b. 担当監視部門は同報告書の内容を整理・確認した後、速やかに原子力規制委員会に報告するとともに、その後の原子力規制検査やその他の監視活動において活用する。